



官報を調べるには



1. 官報とは？

官報は、法律、政令、条約等の公布をはじめとして、国の機関としての諸報告や資料を公表する「国の広報紙」「国民の公告紙」としての使命を持っています。さらに、法令の規定に基づく各種の公告を掲載するなど、国が発行する機関紙として極めて重要な役割を果たしています。

官報は、明治16年（1883年）に初めて発行されました。当初、編集・発行業務は太政官文書局で行っていましたが、その後内閣官報局、内閣印刷局、大蔵省印刷局、財務省印刷局を経て、平成15年（2003年）4月以降は独立行政法人国立印刷局が行っており、行政機関の休日を除いて毎日発行されています。

* インターネット版官報（<http://kanpou.npb.go.jp/>）内「官報について」より



2. 官報の種類

- 1) 官報本紙
- 2) 官報号外（衆議院・参議院会議録を含む）
- 3) 官報目録
- 4) 官報政府調達広告版

* 官報資料版は平成19年（2007年）3月28日号で発刊終了



3. 官報の掲載内容

官報本紙及び官報号外（以下の順で該当する記事を載せています）

- ① 憲法（国の最高法規である憲法の改正）
- ② 詔書（天皇による国事行為）
- ③ 法律（国会で制定された法）
- ④ 政令（内閣命令）
- ⑤ 条約（外国との合意・成立事項）
- ⑥ 最高裁規則（最高裁判所が制定する規則）

- ⑦ 府令・省令（府令・・・内閣府令，府令・省令・・・内閣府と各省庁の共同命令，省令・・・各省庁命令，各省の共同命令）
- ⑧ 規則（会計検査院，人事院，各委員会等が制定する規則）
- ⑨ 庁令（海上保安庁の命令）
- ⑩ 訓令（官庁が管轄の下級官庁に対し行う業務などに関する命令）
- ⑪ 告示（国の機関が決定した事項を広く知らせること）
- ⑫ 国会事項
- ⑬ 人事異動
- ⑭ 叙位・叙勲
- ⑮ 褒章
- ⑯ 皇室事項
- ⑰ 官庁報告
- ⑱ 資料
- ⑲ 地方自治事項
- ⑳ 公告

目録

官報で公布された法令（告示以上）を省庁別に，表題，掲載日・号数，ページ数を集約し，発行しています。

政府調達広告版

衆議院，参議院，最高裁判所，会計監査院，内閣および中央省庁，特殊法人等の入札公告，入札公示，競争参加者の資格に関する公示，随意契約に関する公示，落札者等の公示などが掲載されます。



4. 本で調べる

『法令全書』

本の場所：2 F 人文科学コーナー（明治時代は閉架書庫）

本のラベル：明治R320／186，大正R320／218，昭和R320／252

官報で公布された詔書，法律，政令，条約，布令，省令，規則，庁令，訓令，告示等を種類，省庁別等に1カ月分まとめて編集したもので，年間総目次もあります。明治・大正・昭和21年までの所蔵があります。昭和22年以降は総目次のみ所蔵。

『官報総索引』（官報調査会編，文化図書）

本の場所：最新の年度版は2 F 人文科学コーナー（それ以前は閉架書庫）

本のラベル：R317.0／カン

事項索引があり，官報に掲載された日とページが検索できます。紙面の都合上，人事異動，会社決算公告は一部分の収録となっています。年刊です。



5. 新聞・雑誌で調べる

『官報』本誌

雑誌の場所：最新1年分は1F新聞雑誌コーナー それ以前のものは閉架書庫
平成20年1月以降を所蔵しています。月の始めには、官報目録が綴ってあります。

『官報』マイクロフィルム

閲覧場所：1F新聞雑誌コーナー
明治16年（1883年）7月2日から所蔵しています。



6. データベースで調べる

「官報情報検索サービス」（独立行政法人国立印刷局）

データベースの場所：1F新聞雑誌コーナー
茨城県立図書館で契約をしているため、無料で利用出来ます。昭和22年（1947年）5月3日から当日発行分（当日分は午前11時以降に公開）までの官報が検索できます。



7. Webサイトで調べる

インターネット版「官報」（独立行政法人国立印刷局）

<http://kanpou.npb.go.jp>
過去30日分の官報がPDF形式で閲覧できます。

「官報検索」（全国官報販売協同組合）

<http://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/?op=1>
平成8年（1996年）6月3日以降の官報について、目次情報が検索可能です。

「官報ダイジェスト」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kanpo/digest.html>
1年前までの本紙・号外の目次情報。法律・政令・条約は本文も閲覧できます。

「国立国会図書館デジタルコレクション 官報」

<http://dl.ndl.go.jp/#kanpo>
明治16（1883）年7月2日の官報創刊日から昭和27（1952）年4月30日までの官報、および昭和21（1946）年4月4日から昭和27（1952）年4月28日の期間のみ刊行されていたOFFICIAL GAZETTE；ENGLISH EDITION（英文官報）を閲覧できます。